

伏見税務署からのお知らせ

確定申告期の駐車場の縮小について

令和5年1月27日（金）から伏見税務署の庁舎の東側（別館側）の駐車場は**利用できません**。

駐車スペースは、西側駐車場のみにとなりますので、来署の際は、公共交通機関をご利用いただきますようお願いいたします。

【地図】



【庁舎東側（別館側）の駐車場】

令和5年1月27日（金）から**利用できません**のでご注意ください